

一方、転職志向の強い若年者については、こうした変化の方向について十分な情報を得つつ主体的に職業を選択できるよう、相談援助の充実を図るとともに、総合的な職業情報の提供と職業に関する体験の機会を提供する施設の設置準備を進める。

7. 環境と調和した産業・社会の構築

近年の環境問題は、地球温暖化等の地球環境問題、廃棄物に起因する問題及び大気汚染・水質汚濁問題等、経済活動と密接な関連を持つとともに、長期的には経済活動の存立基盤に関わるものとなっている。このため活力ある経済は、同時に環境と調和した持続可能なものである必要があり、経済活動を環境負荷の低減や資源・エネルギーの持続可能な利用の観点から見直し、積極的に環境と調和した産業・社会の構築に努める。また、そのための方策として様々な対策を複合的・総合的に組み合わせていくことが重要であり、その中で可能な限り市場の機能を生かしていくこととする。

(1) 地球温暖化問題への対応

地球温暖化問題は地球規模の問題であり、一部の国のみによる取組では不十分である。特に、今後、世界全体のCO₂排出に占める比率の上昇が予測されている途上国等の取組・参加を確保していくためにも、「共通だが差異のある責任」の考えを踏まえ、先進国が率先して対策に取り組む必要がある。このため、我が国としては、国際的に定められている気候変動に関する国際連合枠組条約を着実に実施し、国際的連携を図りつつ、地球温暖化防止行動計画に定める目標を達成するものとする。

我が国のCO₂排出総量は、93年度には冷夏、不況によるエネルギー需要の伸びの鈍化や、原子力発電の増加等により前年度比で若干減少したが、92年度には既に、一人当たり排出量が90年度水準で安定化した場合の2000年度の見通しの水準に達していた等、2000年における目標の達成に向けて一層の努力が必要な状況にある。また、上記条約で措置を明確に定めていない2000年以降の取扱いが国際的には大きな課題となっている。即ち、先進国には例えば、2005年、2010年、2020年といった時点でのCO₂等の温室効果ガス排出量の抑制及び削減目的の設定や、政策手段の設定の検討が求められている。このため、我が国としても、一層のCO₂等の温室効果ガスの排出抑制や吸収・固定の拡大等に努める。具体的には、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく報告書

や、環境基本計画で示した対策を早急かつ強力に実施するとともに、先進国・途上国を含む世界的取組等に関する国際的な枠組みづくりに努力する。また、対策技術の研究・開発、普及促進等のための国際協力、経済的措置の活用等、一層、積極的な対策の検討を行い、適切なものから国民の理解と協力を得るよう努力し、早期に実施する。

(2) 市場の機能を生かして創る環境と調和した産業・社会

① 市場の機能を活用する方策

「規制緩和」の趣旨である、できるだけ市場の機能を生かし経済を活性化するという基本的考え方は、環境保全についても言える。即ち、産業・社会を環境と調和させていく際にも、可能な対策メニューの中で同じ環境保全の効果を得るための対策費用は可能な限り抑制すべきと考えられ、可能な分野では、市場の機能を積極的に活用していくこととする。このため、汚染者負担の原則の下に、以下の施策の総合的な整備・実施を促進する。

まず、市場の機能を生かして、環境と調和した産業・社会を構築するためには、市場に参加する全ての生産者・消費者等が、十分な情報を持ち合理的に行動できることが重要である。このため、学校等での環境教育の充実等各種の啓発、情報提供活動を一層強化するとともに、情報提供の基礎となる環境問題及び、環境と経済・社会の関係等に関する正確な知識の拡充のため、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）等と連携した地球温暖化問題に関する調査・研究、監視・観測、環境勘定を付加した新たな国民経済計算体系の整備等、調査・研究及び監視・観測を充実させる。

また、ISO（国際標準化機構）等で進展している国際的な動向や、「貿易と環境」問題との関連にも留意しつつ、環境管理・監査制度の構築、環境ラベル事業の適切な指導、ライフサイクルアセスメントの手法検討、環境保全に配慮した製品規格の制定や普及等により環境関連分野における民間・企業部門の自発的取組を支援する。

さらに、環境以外の目的による規制について、環境負荷の低減の観点から再検討した上で、可能なものについては規制緩和を進め、市場が動く範囲を拡大する。他方、様々な規制緩和を進めるに当たっては、環境面への影響を十分配慮し、必要に応じそれを補う政策対応をとることとする。

加えて、環境問題が継続してきた根源には、経済社会活動等による環境負荷へ

の認識が明確でなく、価格に反映されてこなかったことが挙げられる。従って、環境コストを価格に反映させるというルールを国民の理解を得て確立し、その実現のための経済的措置の活用について検討を進める。また、その具体的措置の導入に際しては、国民の理解と協力を得るよう努力する。

② 環境関連産業発展のための基盤整備、技術開発支援等

環境問題への対応は大きなビジネスチャンスであり、環境関連産業は、業種横断的な有望な新規産業と捉えることができる。この環境関連産業の発展に資するため、情報のネットワーク化支援等の基盤整備を行う。

他方、地球環境問題等の環境問題における技術の役割は大きく、画期的な技術革新が求められる。このため、新エネルギー等環境問題に関連する基礎的な技術開発を中心に、国等による研究開発の推進や、そのための基盤整備を進める。

また、環境と調和した経済社会の構築のためには、市場機能を活用する方策や技術開発の促進に止まらず、所要のインフラの整備やより直接的な措置、情報化と環境の関係の調査研究等を含め複合的・総合的に対応しなければならない。

III. 活力ある産業の展開と必要な諸政策

1. 新たな産業の構築

これまで製造業を中心とする生産性の上昇には目ざましいものがあった。しかし、円高の進行やアジア諸国の工業化により、我が国の国際競争力が強いと言われてきた分野についても、アジア諸国の激しい追い上げを受けており、また、情報通信部門などの新しい製品・サービスの開発力においてもアメリカに大きな格差を付けられ、競争力の向上が求められている。さらに、製造業以外の部門については、アメリカやEU諸国よりも生産性の低い業種も多く、一層の効率化に努めることが必要である。

一方、経済社会の国際化の一層の進展に対応するためには、国際的な競争が活発に行われる国内外に開かれた市場を形成し、適切な国際分業体制の構築を促していくことが重要であり、こうした取組を通じて、産業の活性化を図ることが求められている。

(1) 既存産業の再構築と新規事業の展開

我が国産業の革新的な展開を図っていくため、高コスト構造による経済の歪みを是正するとともに、社会のニーズを的確に把握して潜在的な需要を発見し、独創的で幅広い産業のフロンティアを開拓する環境を整備することが必要である。

このため、事業革新法の活用等を通じて、企業レベルにおける異業種間事業提携や共同研究開発による新しい商品開発や生産方式の導入、製造業と流通業の提携・協力関係の形成による新取引方式の導入等による事業革新の円滑化を支援する必要がある。このような取組と消費者・ユーザーのニーズに的確に対応した商品・サービスの提供への努力があいまって新たな事業分野を開拓していくことが求められる。その際、規制緩和等の推進を図ると同時に、主に公共主体によって提供されてきた福祉等のサービスの市場化を促進することは、民間経済主体による多様な商品・サービスの供給促進と消費者の選択肢の拡大をもたらし、産業の新たな展開にもつながる。特に、規制緩和は、企業の自由な創意工夫を引き出すことによって、新規事業を創出するものである。

こうした企業努力とこれに対する環境整備を図ることにより、今後、高い成長が期待できる分野（いわゆる「成長期待分野」）としては、高度情報化の進展による情報通

信関連(例えば、コンピュータ等の情報通信機器、移動体通信等の高度通信)、多様化する企業ニーズを充足させるための企業活動支援関連(例えば、リース、広告)、円滑な労働移動や労働の質の向上のための人材関連(例えば、専修学校、社員教育サービス、人材派遣)、少子・高齢化の進展等に対応した医療保健・福祉関連(例えば、在宅医療関連、福祉用具)、所得水準の向上や自由時間の拡大等を背景とした余暇・生活関連(例えば、旅行、文化・芸術鑑賞、外食)、高度化・多様化する居住へのニーズに対応するための良質な住宅関連(例えば、高齢者住宅、住宅リフォーム)、地球環境問題の顕在化等に伴う環境関連(例えば、廃棄物処理、公害防止装置、低公害車)等が考えられる。

(2) 活力ある製造業とサービス産業の形成

我が国の製造業は、国内の生産拠点を海外へシフトさせる動きを活発化させている。日本企業の海外進出は、アジア諸国を中心とした国際的な経済的相互依存を深化させ、ひいては、世界経済の発展にも資するものである。一方、現状の高コスト構造の下では、本来比較優位を有するはずの産業が海外に進出し、低生産性部門のみが日本に残るという産業の空洞化の懸念があることから、規制緩和の推進や民間慣行の見直し等による高コスト構造の是正に加え、創造性があり、技術優位性のある産業への展開を通じ、グローバルな視点での適切な分業体制の構築を図る必要がある。その際、既存分野の発展や新規分野の開拓につながるような幅広い研究開発力の向上、生産に係る技能・ノウハウの維持・向上など産業自らの積極的な努力が行われなければならない。

このため、製造業における製品・サービスの調達コストの低減や、創造的研究開発の推進等を行い、さらに、一層効率的な生産・供給体制の構築、部品の共通化・標準化、生産・取引方法の改善等の企業努力に関する環境整備及び支援を図る。

また、我が国経済の大きな部分を占めているサービス産業は、総じてみれば、製造業に比べ生産性が低く、欧米諸国に比べて大きな内外価格差を有している。今後、経済のサービス化が一段と進展し、サービス産業の他産業における中間投入係数が高まると予想されることから、サービス分野における生産性の向上が図られなければ、他産業の国際競争力を低下させるとともに、我が国経済全体の成長を抑制することにもなる。また、サービス産業は国民生活のゆとりと豊かさを支える面もあり、自らの経営の効率化、人材・技術面の整備に取り組み、サービスの質や生産性の一層の向上に努めることが求められる。

このため、生活関連サービス、ビジネス支援サービス関連分野をはじめとする関連分野において、民間部門の競争環境の整備を図り、既存サービスの効率化と新規サービスの創出によって、サービス産業の活性化を図る必要がある。

(3) ダイナミックな企業活動を促すための環境整備

産業活動の自由度を拡大し、産業の活性化を促す等の観点から、規制緩和と競争政策の積極的な展開を図るとともに、企業を取り巻く法・制度について可能な限り速やかに見直しを行う。法人課税については、幅広い観点から検討を行い、また、内外の企業による多様な競争を通じた国内経済の活性化等に資するため、輸入・対内直接投資を促進する。さらに、国際的な企業活動を支援するため、国際的な交流機能の強化を推進する。

① 法・制度の見直し

企業組織関連法・制度については、商法における合併手続きの簡素化、会社分割規定の整備、独占禁止法における合併・営業譲受等の届出制度、株式保有の報告制度及び役員兼任の届出制度について、制度の趣旨・目的、企業の負担軽減、国際的整合性の確保等の観点から、見直しを図る。また、持株会社規制については、事業支配力の過度の集中を防止するとの趣旨等を踏まえつつ、事業者の活動をより活発にする等の観点から具体的検討を行う。

② 法人課税のあり方

法人課税については、公正・中立を基本とし、我が国経済の国際化の進展、産業構造の変化等を踏まえ、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的方向に沿って、我が国の税体系に占める法人所得課税の地位に留意しつつ、幅広い観点から検討を行う。

③ 輸入・対内直接投資の促進

輸入の促進や対内直接投資の拡大による競争を促進させる観点から、市場開放措置や輸入促進地域、輸入関連インフラ等の整備、税制、金融上の措置等の輸入促進支援策を実施するとともに、我が国の高地価等の対内直接投資阻害要因や、競争制限的な慣行等の輸入阻害要因の是正に努める。また、対内直接投資を行う外国企業等に対し、事業展開の円滑化等を目的とした税制、金融等における政策的支援等を行う。

④ 国際的な交流機能の強化

ダイナミックな企業活動が国際的に展開されていくためには、我が国に人、物、情報等の国際交流拠点が形成されていることが重要である。そのため、社会資本整備を通じた空港及び港湾の国際的な交流拠点機能の強化並びに情報通信インフラの整備拡充を推進する。

2. 創造的中小企業に対する支援

中小企業は、柔軟な加工・生産システムやきめ細かいサービス等の機能面から産業の生産・販売体制を支え、また、こうした生産活動等を通じて雇用の場の提供や地域経済の発展、新規事業の開拓といった役割を果たしてきた。中小企業はこのような特性を生かしつつ、市場ニーズの変化への対応等を通じ、産業構造の革新を担っていくものとして期待されている。その際、単に保護の対象となる弱者としてではなく、市場での活発な競争を促進するとともに、産業のフロンティアや規制緩和によって広がるビジネスチャンスに積極的に挑戦し、新たな産業やビジネスの形態を生み出していく母体と位置づけられる。

将来の産業発展に資するような新たな事業展開を図るためには、経済環境の変化に即応した新規開業や、新製品・新サービスの開発、生産工程や流通方式の改善等の技術開発とその成果の事業化といった創造的企業活動が求められ、その担い手として企業家精神に富み、迅速かつ柔軟な対応のきく中小企業への期待が大きい。このため、個々の意欲ある中小企業や創業者等に対する支援の充実を図る観点から、中小企業創造活動促進法、中小企業新分野進出等円滑化法等の活用により、以下の施策を講じる必要がある。

- i 中小企業の新分野進出、新製品・新サービスの開発や経営基盤の強化、さらに創業者や創業前の個人に対する経営資源の補完等のため、研究開発等事業による技術革新、情報化、人材の確保・育成等に対する支援を行う。
- ii 中小企業の情報ネットワークの構築、企業連携、融合化等異業種間の技術交流、公的機関による技術指導・情報提供等の施策を推進するとともに、企業集積の再構築に対する支援を行う。
- iii 中小企業の海外展開、海外製品の取り扱い等積極的な国際的企業活動の推進のため、事業展開に係るアドバイス、輸入関連情報等の提供等の支援を行う。
- iv 流通構造の変化に対応した中小卸売業者の物流効率化、共同化、情報化等を促

進するとともに、中小卸売業者が行う商業基盤施設の整備、情報化への対応、ソフト事業の推進、国際化への取組、事業の共同化等の事業の革新を支援する。

3. 活力ある農林水産業の展開

良質・安全・新鮮な食料が適正な価格で安定的に供給されることは、生活の安定の基本であり、より効率的で多様な選択ができる食料供給システムが求められている。一方、我が国農林水産業は、労働力の減少と高齢化が進行しており、その活性化が急務となっている。このため、より生産性の高い生産構造の実現に向けた農林水産業政策を展開するとともに、加工・流通面における一層の合理化・効率化を進める。特に、農業については、国内農産物、輸入農産物及び備蓄を適切に組み合わせつつ食料の安定供給に寄与することを旨とし、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施等により、農地、人材等の生産資源を効率的に活用した生産性の高い農業や多様なニーズに対応した農業の展開を促す。

(1) 農業者の創意工夫が発揮できるための条件の整備

経営感覚に富んだ農業の実現のためには、市場を通じた消費者・食品産業等のニーズの的確な伝達、ニーズに応じた自由な経営展開を可能とする条件整備が必要である。このため、農産物の生産・流通の合理化・効率化を進めるとともに、米については、新たに制定された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」等に基づき、流通規制の緩和や生産調整手法の改善を図る。また、肥料・飼料、畜舎、農業機械等投入資材に係る規制の緩和、農協による事業運営の見直し等、農業者がコスト削減を行える条件を整備する。さらに、農産物の品質・生産方法等についての正確な情報が消費者に伝達される客観的な規格・表示基準の整備・普及に努める。加えて、農業への人材流入が自由に行われるよう、農家子弟以外の者も積極的に参入できるための条件整備に努める。

(2) 意欲ある農業者の自立への支援

輸入農産物との競争が強まる中で、国土条件等に制約のある我が国において生産性の高い農業を実現するためには、創意工夫が発揮できる条件整備と併せて、意欲ある農業者に対する支援が重要である。特に、土地利用型農業については、担い手へ農地